ゼロ Net powered by BBM-NET.
サービス契約約款

メディアサプライ・インターナショナル株式会社

第1章　総則

第１条（本約款の適用および変更）

1　メディアサプライ・インターナショナル株式会社（以下「当社」といいます）は、「ゼロ Net powered by BBM-NET.サービス契約約款」（以下「本約款」といいます）を定め、これによって契約者に対してゼロ Net powered by BBM-NET.サービス（以下「本サービス」といいます）を提供するものとします。

2　契約者は、本約款に定める事項を利用者にも遵守させ、利用者の行為はすべて契約者自身の行為とみなされるものとします。なお、契約者および利用者を総称して「契約者等」といいます。

3　当社は、経済情勢の変動、天変地変、法令の制定・改廃、消費税率の変更、燃料費の高騰または社会的経済的に当社に大きな影響を及ぼす事象の発生等その他の事由により当社が本約款の変更が必要と判断した場合には、本約款を変更することがあるものとし、この場合、本サービスの内容等その他の利用契約の内容は変更後の本約款によるものとします。なお、当社は、本約款を変更する場合には、本約款を変更する旨および変更後の本約款の内容並びにその効力発生時期を、当社所定のウェブページに掲示する方法その他の適切な方法により契約者にお知らせするものとします。

第2条（電気通信事業法に基づく提供条件概要説明等）

1　契約者は、契約者と当社の間の利用契約の締結または変更等にともない、当社が電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号。以下「事業法」といいます。）に基づき行う提供条件概要説明について、説明書面の交付に代えて、契約者が登録した連絡先に対し電子メール（SMS サービスを含みます。）を送信する方法または当社所定のウェブページにて開示の上閲覧に供する方法等その他の事業法および電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号。以下「事業法施行規則」といいます。）の定めにより許容されるいずれかの方法により説明することを承諾するものとします。

2　契約者は、事業法その他の法令に基づく書面交付について、当社が原則として、契約者が登録した連絡先に対し電子メール（SMS サービスを含みます。）を送付する方法または当社所定のウェブページにて開示の上閲覧に供する方法（なお、いずれの場合も Adobe Acrobat Reader で閲覧可能な PDF ファイル形式またはインターネットブラウザソフトを利用する形式とします。）にて行うことを承諾するものとします。ただし、契約者が個別に物理的な書面交付を希望し、当社に申し出た場合には、当社はこれに応じるものとします。

第3条（用語の定義）

本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
①　電気通信設備等	本サービスの提供に必要な機器、機械類、配線類、その他電気的設備を含み、当社が契約者に販売、貸与または譲渡する設備
② 本サービス	広帯域回線の敷設および/または引込工事・電気通信設備等の導入（以下「導入工事」といいます）、電気通信設備等の遠隔監視、インターネットサービスプロバイダ業務、保守・ユーザーサポート等の業務を当社が一括して行い、契約者へ提供される集合住宅向けの電気通信サービス
③ 契約者	本サービスの導入・利用について当社に申込みを行い、利用契約を締結した者 なお、文脈に応じて、契約者になろうとする者を含みます。

④ 利用契約	当社と契約者との間に締結される本サービスの導入・利用に関する契約
⑤ 契約物件等	本サービスが導入される居住用建物等
⑥ 利用者	契約者が管理する契約物件等に居住する者で、当社がこれを承諾した者
⑦ 遠隔監視	当社が本約款に基づき導入した電気通信設備等の接続状況を、ネットワークを用いて監視すること
⑧ 提携事業者	当社と直接または間接に本サービスの提供にかかる契約を締結している事業者
⑨ 利用料金	契約者が本サービスを利用する対価として当社に支払う義務を負う、契約物件等の規模等に応じて当社所定の申込書等（以下「申込書等」といいます）に定める料金
⑩ 利用開始日	（ⅰ）第3章が適用される場合、第9条第5項に定める「導入工事完了日」 （ⅱ）第3章が適用されない場合、利用契約が成立した日もしくは承継された日または別途当社が指定する日

第2章　本サービス

第4条（利用契約の成立）

1　利用契約は、契約者が当社所定の方法により本サービスの導入・利用を申込み、当社がこれを承諾することによって成立するものとします。

2　契約者と当社は、本約款の定めとは別段の合意をする場合を除き、本約款を利用契約の内容とします。

3　契約者は本サービスを利用する物件ごとに本サービスの申込みをおこなうものとします。

第5条（当社の役務内容）

1　当社は、本約款において定められた本サービスの役務を契約者に提供するものとします。ただし、利用契約において本約款と異なる内容を定めた場合は、当該内容が優先して適用されるものとします。

2　本サービスはベストエフォート型のサービスであり、電気通信回線の通信障害または電気通信設備等の状況や他回線との干渉によって速度が低下することがあるものとします。

3　当社は、本サービス、電気通信設備等の商品性および契約者の使用目的への適合性については一切保証しないものとします。

4　本サービスは、本約款の定めの他、提携事業者が定める約款（以下「提携約款」といいます）に従い提供されるものであり、本約款に定めのある場合を除き、その内容、品質、技術条件その他の条件は、提携約款の定めに従うものとします。契約者等は、提携約款の定めに基づき、本サービスが中断、中止、制限、変更、解除、廃止その他の制約を受ける場合があることを、あらかじめ承諾するものとします。

5　当社は、本サービスの提供に関連して当社が必要と判断する場合、利用者に対して、契約者を介さず直接に通知等（本約款の定めに基づき本サービスの提供を中止もしくは中断しようとするときの通知を含みますが、これに限りません。）を行うことがあり、契約者はあらかじめこれを承諾するものとします。

第6条（月額利用料金の請求ならびに支払方法）

1　第3章が適用される場合、初回の月額利用料金は、利用開始日が属する月の翌月１日に発生するものとし、次月以降の月額利用料金は当該月の１日に発生するものとします。

2　第3章が適用されない場合、初回の月額利用料金は、利用開始日が属する月から発生するものとし、次月以降の月額利用料金は当該月の１日に発生するものとします。

3　当社は、月額利用料金の日割り計算はおこなわないものとします。
4　契約者は、当社から契約者に対する請求書の発行日の末日までに、当社の指定する方法により当該請求額を支払うものとします。なお、金融機関等の休日の場合は前営業日とします。
5　利用料金は、利用者による本サービスの接続の有無によって変動せず、支払済の利用料金はいかなる場合も返金されないものとします。

第7条（本サービスの中止・中断）
1　当社および提携事業者（以下総称して「当社等」といいます）は、以下の事項に該当する場合、本サービスの提供を中止もしくは中断することができるものとします。なお、この場合であっても、天災事変、サイバー攻撃、その他当社および契約者双方の支配を超える不可抗力事由による場合を除き、契約者は利用料金の支払義務を免れないものとします。
　①　電気通信設備等の保守もしくは工事を行う場合
　②　契約者が支払期日までに利用料金を支払わなかった場合
　③　当社の責めに帰すべき事由によらない火災、盗難、その他の非常事態により、本サービスの提供を通常通り行うことができなくなった場合
　④　電気通信設備等に異常が発生し、本サービスの円滑な提供に支障がある場合に、第 23 条第 2 項に定める当社が行う検査を受けることを契約者等が拒んだ場合
　⑤　第 23 条第 2 項に定める検査の結果、技術基準等に適合していると認められない電気通信設備等を、契約者等がインターネット回線から切り離さなかった場合
　⑥　その他、当社等が本サービスの運営上、一時的な中止もしくは中断が必要と判断した場合
2　当社等は、前項の規定により本サービスの提供を中止もしくは中断するときは、当社が別に定める方法により、あらかじめそのことをその契約者に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではないものとします。
3　当社等は、契約者等の責めに帰すべき事由により、本サービスの提供を中止もしくは中断した場合、契約者の申し出により協議のうえ、本サービスの提供再開のために必要な措置を講じるものとします。この場合、必要な措置に費用が発生する場合については契約者の負担とするものとします。なお、これにより本サービスの提供が滞ったことを理由としての利用料金の支払いは免れないものとします。
4　当社は、本条に基づく利用の停止について、損害を賠償する義務は負わず、利用料金の全部または一部につき、返金はしないものとします。

第8条（本サービスの変更または廃止）
1　当社は、当社の判断により、当社が定める期間までに契約者に通知することで、契約者の承諾を得ることなく、本サービスの全部または一部を変更または廃止することができるものとします。
2　当社は、前項に基づき本サービスの全部または一部を変更または廃止したことにより契約者等に損害が生じた場合でも一切責任を負わないものとします。

第3章　導入工事

第9条（導入工事）
1　契約者および当社は、導入工事開始前に担当工事区分について協議し、これにより決定した担当工事区分に従って業務を担当し、遂行するものとします。また、契約者は、利用契約に際して、当社と協議のうえ、電気通信設備等を設置するためのスペースを提供するものとします。

2　契約者は、契約者の判断により導入工事を当社または第三者に委託できるものとします。ただし、第三者に委託する場合は、事前に当社へ通知し承諾を得るものとします。

3　契約者は、前項に基づき導入工事を当社に委託する場合、当社所定の方法により行うものとします。ただし、当社は、契約者から委託された導入工事を、当社の判断により当社と契約関係にある第三者に再委託できるものとします。

4　契約者は、当社に導入工事を委託した場合、当社が現場調査を行ったうえで、最も契約物件等に適していると判断した方式により行うことをあらかじめ承諾するものとします。ただし、契約者都合により当該方式を変更しようとする場合、当社の現場調査により、当該変更内容が導入工事を行う上で何らかの障害発生を助長するような問題がないと認められる場合に限り、契約者は追加で発生する費用を当社へ支払うことにより当該方式を変更することができるものとします。

5　導入工事が終了し、当社において疎通確認および回線開通確認ができた日をもって導入工事の完了日（以下「導入工事完了日」といいます）とします。

6　契約者または入居者等の都合により導入工事に未完成の工事がある場合でも、当社は利用料金の減額等を行わず、導入工事の完了を予定していた日を導入工事完了日とみなして本サービスの提供を開始するものとし、契約者はあらかじめこれに同意するものとします。また、導入工事の未完成に起因して、個別訪問による工事を実施する等その他の対応が必要になった場合は、契約者は当社が別途定める追加費用を当社に支払うものとします。なお、この場合の支払方法は、当社が別段の方法を指定しない限り、第 11 条第 2 項の定めを準用します。

第 10 条（導入工事の日程変更）

契約者は、当社に導入工事を委託し、かつ、当社が通知した導入工事着手日の 5 営業日前を経過後に契約者都合により、日程を変更しようとする場合には、当社が当該工事当日のため準備に要した費用を、工事キャンセル費用として支払うものとします。

第 11 条（初期導入費用の請求ならびに支払方法）

1　初期導入費用は、導入工事完了日に発生するものとします。

2　当社は、初期導入費用を、書面または電磁的方法（以下「請求書」といいます）をもって契約者へ請求し、契約者は、請求書記載の請求料金発生月の翌月末日（金融機関等の休日の場合は前営業日）までに、当社の指定する方法により当該請求額を支払うものとします。なお、消費税などの公租公課および金融機関等への振込手数料は契約者の負担とします。

第 12 条（電気通信設備等の設置場所変更）

契約者は、第9条に基づき行われた導入工事完了後、契約者の都合により電気通信設備等の設置場所を変更しようとする場合は、事前に希望する新しい設置場所を当社に書面にて通知するものとします。ただし、当該変更により行う工事についても、第9条の定めに従い行うものとします。

第4章　電気通信設備等

第 13 条（電気通信設備等）

当社は、本サービスの提供にあたり、利用契約において申込書等に定めるとおり、契約者に対して電気通信設備等を販売し、または貸与します。 なお、第4章において、本条及び次条は販売と貸与の場合に共通して適用し、第 15 条は販売の場合に適用し、第 16 条以降は貸与の場合に適用します。

第 14 条（電気通信設備等の引き渡し）

1　当社は、利用契約の成立後、申込書等において別途定める設置先住所に電気通信設備等を引渡すものとします。なお、電気通信設備等の引渡しに要する費用は、利用契約において特に定めるものについては契約者の負担、それ以外は当社の負担とします。

2　契約者は、設置先住所にて電気通信設備等の引渡しを受けた際は、電気通信設備等を直ちに検査（以下「検収」といいます。）するものとし、当該検収の結果、瑕疵もしくは数量不足等を発見する等電気通信設備等が利用契約の内容に適合しないことを発見したときは、引渡し後 3 営業日以内（以下「検収期日」といいます。）にその旨を当社に対して通知するものとします。なお、検収期日までに契約者からの通知が当社に到着しなかった場合、電気通信設備等は検収に合格したものとみなします。

第 15 条（電気通信設備等の販売）

1　当社が契約者に対して電気通信設備等を販売する場合、売買代金、支払方法及び支払期日等その他の条件は、申込書等に定めるものとします。

2　電気通信設備等の所有権は、契約者が売買代金を完済したときに、当社から契約者に移転するものとします。

3　引渡し前に生じた電気通信設備等の滅失または毀損等その他の損害は、契約者の責めに帰すべき事由による場合を除き当社が危険を負担するものとし、引渡し後に生じた滅失または毀損等その他の損害については、当社の責めに帰すべき事由を除き契約者が危険を負担するものとします。

第 16 条（電気通信設備等の貸与）

1　当社が契約者に対して電気通信設備等を貸与する場合、電気通信設備等の所有権は、当社または当社に電気通信設備等の貸与等を行う第三者が有します。

2　電気通信設備等の貸与期間は、利用開始日から利用契約の終了日までとします。

3　電気通信設備等の利用料は、月額利用料金に含まれるものとします。

4　当社は、電気通信設備等に動産保険を付保しないものとし、契約者はこれを承認するものとします。

第 17 条（電気通信設備等の使用保管）

1　契約者等は、電気通信設備等を善良な管理者の注意をもって、使用・保管するものとします。なお、契約者等は、当社が電気通信設備等を設置したときから、前条に定める貸与期間において、電気通信設備等の非独占的な使用権のみを取得するものとします。

2　契約者等は、電気通信設備等の貸与を受けるにあたり、以下各号の行為を行ってはならないものとします。

①　当社が承認した以外の方法により電気通信設備等を使用する行為。

②　当社の事前の承諾無く、電気通信設備等の位置替え・改造等の変更または撤去等を行う行為。

③　当社の事前の承諾無く、電気通信設備等を利用して当社以外の事業者からサービスの提供を受ける行為。

④　電気通信設備等の一部または全部を改造すること、並びに、機器に内蔵されているソフトウェアに対してリバースエンジニアリング、デコンパイルおよびディスアセンブルの一切の行為。

⑤　電気通信設備等に貼付された当社の所有権を明示する標識（ラベル）等を除去または汚損する行為。

⑥　その他当社が契約者として不適切と判断する行為。

3　契約者等の都合により、当社の事前の承諾を得て、電気通信設備等の追加設置、位置替え等の変更または撤去等を行う場合は、契約者等の費用負担により実施するものとします。

4　契約者等が、電気通信設備等自体またはその設置、保管、使用によって、第三者に与えた損害については、専ら当社の責めに帰すべき事由の無い限り、契約者がこれを賠償するものとします。

5　契約者等は、電気通信設備等について、破損、盗難または紛失等の損害（以下「破損等」といいます。）を回避するための注意義務を負うものとし、万一電気通信設備等に破損等が生じた場合は、直ちに当社に報告するものとします。

6　契約者等は、契約者の責に帰すべき事由により電気通信設備等に破損等が生じた場合は、当社に対してその損害を賠償するものとします。

第 18 条（電気通信設備等の譲渡等の禁止）

1　契約者は、当社の書面による事前の承諾無く、電気通信設備等を第三者に譲渡、売却または転貸することはできないものとします。

2　契約者は、電気通信設備等について質権、抵当権および譲渡担保権その他一切の権利を設定できないものとします。

3　契約者は、電気通信設備等について、第三者から強制執行その他法律的または事実的侵害がないように保全するとともに、そのような事態が発生したときは、直ちに当社に通知し、かつ速やかにその事態を契約者の責任と負担により解消させるものとします。

4　前項の場合において、当社が必要な措置をとったときは、契約者は、そのために当社に生じた一切の費用を負担するものとします。

第 19 条（電気通信設備等の性能障害発生時対応）

1　契約者の責めに帰すべからざる事由により、貸与期間中に、電気通信設備等に性能障害が発生した場合、契約者は当社所定の方法にて通知し、当社は契約者に対して、電気通信設備等を代品交換するものとします。

2　前項に定める代品交換にあたり、以下に該当する場合には、有償（代品交換にかかる作業費用等を含みます）にて代品交換を行うものとします。

①　当社から契約者への提供後の、移動、輸送、落下、液体や異物の混入等による故障および損傷。

②　火災、地震、風水害、落雷その他の天変地異、公害、塩害、異常電圧等による故障および損傷。

③　契約者の故意による故障、改造による損害、その他盗難・紛失。

④　使用上の誤り、当社が認めた製品以外の製品との接続による故障および損傷。

⑤　戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に起因する被害（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます）。

⑥　公的機関による差押え、没収等に起因する被害。

⑦　その原因等について虚偽の報告がなされたことが明らかになった場合。

⑧　その他契約者等の責めに帰すべき事由による故障および損傷。

3　契約者は、契約者が通知した電気通信設備等における発生事象が性能障害に該当するか否かの当社の判断または性能障害が前項各号に該当するか否かの当社の判断について、異議を述べないものとします。

4　当社は、本条の性能障害が当社等の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当社が被った損害の賠償を契約者に請求できるものとします。

5　当社は、性能障害発生における本サービスの利用不可期間については月額利用料金の免除等はお受けできないものとします。

第5章　保守

第 20 条（保守サービスの内容）

1　当社は、申込書等に定める電気通信設備等ならびに当該設備の附属部材および当社が本サービス提供のために設置した関連設備（以下、総称して「対象設備」といいます）について、契約期間中、以下のサポート（以下「保守サービス」といいます）を行うものとします。

①　電気通信設備等の遠隔監視

②　利用者からの電話等による問い合せへの対応

③　対象設備に故障や不具合が生じた場合に、当社が契約者の要請に基づき、現場に技術員を派遣し行う修理・調整

④　対象設備の経年劣化や機能の陳腐化を理由として、当社が必要と判断した場合に行う同等機能を有する機器への交換または更新

2　対象設備ごとの保守条件（次条に定める保守対応期間とこれに関わる耐用年数を含みます。）は、申込書等に定めるものとします。なお、申込書等において保守対象外と定めた設備については、本条に定める保守サービスの対象外とします。

3　当社は、附属部材その他軽微な部材について、必要に応じて当社が相当と判断する代替品または同等品により対応できるものとします。

4　当社は、本条に定める保守サービスについて、当社の判断により当社と契約関係にある第三者に再委託できるものとします。

第 21 条（保守サービスの料金）

1　前条に定める保守サービスの提供にかかる料金は、申込書等に定める保守対応期間に限り、月額利用料金に含まれるものとします。なお、保守対応期間外の保守サービスの利用には、別途当社が定める追加料金の支払いを要するものとします。

2　契約者は、前項の定めにかかわらず、以下のいずれかの場合によって生じた対象設備の修理、交換、更新、調整その他の諸作業については、追加料金の支払いを要するものとし、これをあらかじめ承諾するものとします。

①　契約者等、その他第三者による、対象設備の保証書等に記載された使用方法に従わなかった場合または取り扱い不注意による障害が生じた場合

②　当社の技術員および当社指定の第三者（当社が委託を承諾した第三者を含みます）以外の者による修理または調整に起因する場合

③　契約者等、その他第三者が故意または過失により対象設備を破損させた場合

④　当社の承諾なしに、対象設備に他の装置や器具を取付けまたは接続したことに起因する場合

⑤　当社の責めに帰すべき事由によらない火災、停電、盗難、天災地変その他の不可抗力により、本サービスの提供が通常通りできなくなった場合

⑥　最低利用期間中であるか否かを問わず、保守対応期間を経過した対象設備について、契約者の要請に基づき当社が修理、交換、更新その他の対応を行う場合

第 22 条（保守サービス対応・受付時間帯）

1　保守サービスの対応・受付時間帯は、原則として以下のとおりとします。ただし、提供エリアやその他個別の事情により、対応・受付時間が異なる場合があり、契約者等はこれをあらかじめ承諾するものとします。

サービス名称	サービス内容	対応・受付時間
ヘルプデスク	電話等による受付対応 （障害発生時の対応を含む）	24 時間 365 日
対象設備の保守作業	保守対象設備等の保守作業	平日（年末年始を除く）　9:00～18:00
対象設備の遠隔監視	保守対象設備等の遠隔監視	24 時間 365 日

	※共用部機器に限る	

※お問い合わせ先:0120－276－210

2　保守サービスにかかる時間が当該時間帯を超えることが明らかな場合には、翌日の保守サービス提供時間帯に行うものとし、契約者等はこれをあらかじめ承諾するものとします。

第 23 条（契約者等の協力義務）

1　契約者等は、以下の事項についてあらかじめ承諾すると共に必要な協力を行うものとします。

①　当社の指定する技術員が保守サービスを提供するうえで、対象設備、構内配線等の設置場所その他必要な場所に立ち入ること

②　電気通信設備等の設置に要する場所を無償で提供すること。

③　電気通信設備等および保守サービスにおいて消費される電気等を無償で提供すること。なお、保守サービスの提供に際し、電力会社との契約変更等、電力供給に必要な契約行為、設備の用意については、契約者等が自らの責任と負担で行うものとし、当社等は何らの負担も負わないものとします。

④　契約者等の都合による計画停電を行う場合は、停電の概ね1ヶ月前までに当社に日程等の通知を行うこと

2　当社は、インターネット回線に接続されている電気通信設備等に異常がある場合その他本サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者等に、その電気通信設備等の接続が推奨のセキュリティ設定や最新のファームウェアバージョンの適用など（以下「技術基準等」といいます）に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者等は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第 32 条第 2 項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾するものとします。

第6章　一般条項

第 24 条（権利義務の譲渡禁止）

契約者は、事前の当社の書面による承諾がない限り、利用契約における権利義務の全部または一部を第三者に譲渡し、引き受けさせ、または担保に供してはならないものとします。

第 25 条（地位の譲渡）

1　契約者は、契約物件の管理者の変更（売却先等を含みます）を行う場合、契約者の負担と責任において本約款の当事者としての地位を当該管理者の変更先に承継させるものとし、当社所定の書面により通知のうえ、当社の事前の承認を得るものとします。

2　当社は、前項に基づく承認を行わなかったことにより、契約者、売却先等、その他第三者に損害が生じた場合であっても、何らの賠償義務等を負わないものとします。

3　第1項の売却先等が利用契約の地位承継に応じなかった場合は、契約者が第 29 条第 1 項に基づき利用契約を解約したものとみなします。

第 26条（契約者の氏名などの変更の届出）

1　当社は、本約款に基づき、契約者に通知その他の連絡（以下「通知等」といいます)を行う必要がある場合であって、書面その他の当社が別に定める方法によりその通知等を行うときは、契約者から届出のあった氏名、商号、住所若しくは居所、連絡先の電話番号若しくはメールアドレスまたは請求書の送付先に係る情報（以下「契約者連絡先」といいます)に基づいて行うものとします。

2　契約者は、契約者連絡先に変更があった場合は、速やかに当社へ連絡し、当社所定の方法にて変更手続きを行うものとします。

3　契約者は、前項の変更手続きがあったときは、当社が求める場合、その変更のあった事実を証明する書類を提示するものとします。
4　契約者は、第1項の手続きを怠ったことにより、当社がその契約者の従前の契約者連絡先に宛てて書面等を送付したときは、その書面等が不到達であっても、通常その到達すべき時にその契約者が通知内容を了知したものとして扱うことに同意するものとします。
5　契約者が事実に反する変更手続きを行ったことにより、当社が変更手続きのあった契約者連絡先に宛てて書面等を送付した場合についても、前項と同様とするものとします。
6　前2項の場合において、当社は、その書面等の送付に起因して発生した損害について、一切の責任を負わないものとします。
7　当社は、契約者連絡先が事実に反しているものと判断したときは、本約款の規定により契約者に通知等を行う必要がある場合であっても、それらの規定にかかわらず、その通知等を省略できるものとします。

第 27 条（届出義務）
1　相続または法人の合併、もしくは分割等により契約者の変更があった場合、相続人または合併もしくは分割により設立された法人等は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、速やかに当社に届け出るものとします。
2　前項の場合に、地位を承継した者が2名以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、当社へ届け出るものとし、変更する際も同様とします。なお、代表者の届出があるまでの間、当社は地位を承継した者のうち 1 人を代表者として取り扱うものとします。

第 28 条（契約期間および最低利用期間）
1　利用契約の契約期間は、利用契約が成立した日から、本約款の定めに基づき利用契約が終了する日までとします。
2　前項の定めにかかわらず、本サービスの最低利用期間は申込書等に記載の期間とし、契約者は、当該最低利用期間が満了する前に利用契約が終了する場合（解除等その終了の事由の如何を問いません。）には、最低利用期間の残期間分の利用料金の総額を一括で当社に支払うものとします。

第 29 条（契約の解約または解除）
1　契約者は、当社が別途定める手続きに従い、当社に対して解約希望月の3ヶ月前までに解約を申し出ることによって、利用契約を解約することができるものとし、当社が当該申し出を受け付けた場合は、当社は当該解約希望月の末日をもって本サービスの提供を終了します。
2　当社は、契約期間中といえども解約希望日の3ヶ月前までに契約者に通知することによって、利用契約を解約することができるものとします。
3　当社は、契約者が本約款に定める事項に違反した場合において、相当期間を定めて催告したにもかかわらずこれが是正されなかったときは、利用契約を解除することができるものとします。
4　当社は、契約者に以下のいずれかの事由が生じた場合には、何ら催告をすることなく直ちに契約を解除することができるものとします。
　①　契約者が支払期日までに利用料金を支払わなかった場合
　②　信頼関係を損なう重大な過失または背信行為があったとき
　③　支払いの停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更正手続開始、もしくは特別清算開始の申立があったとき
　④　手形交換所の取引停止処分を受けたとき
　⑤　差押え、仮差押え、仮処分その他の強制執行を受け、競売を申し立てられ、または国税徴収法による滞納処分もしくは公権力による滞納余分の例による処分を受けたとき

⑥　解散もしくは事業の全部または重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき
⑦　法人格、役員または幹部社員が民事訴訟または刑事訴訟の対象（捜査報道がされた場合を含む）となり、相手方に不利益を与えたとき、または、そのおそれがあるとき
⑧　その他利用契約を継続することが困難であると客観的に認められるとき

5　契約者は、前各項のいずれかに該当する事由が生じた場合、当社に対する一切の債務について当然に期限の利益を失い、当社に対して、直ちにその債務全額を支払わなければならないものとします。

6　契約者は、本条の定めにより、当社が契約者に対して違反の是正催告または利用契約の解除をおこなった場合、利用者への本サービス停止の告知義務を負うものとし、また、以降は契約物件等について、本サービス導入済み物件であることを謳い、入居者の募集を行うことはできないものとします。

第 30 条（利用契約の終了後の措置）

1　当社は、利用契約の終了後において、当社が契約者に貸与した電気通信設備等を撤去する義務を負わず、契約者への貸与を終了して撤去するか、または設置場所に残置して契約者に譲渡するかのいずれかを、当社の任意により選択することができるものとし、契約者はあらかじめこれに同意するものとします。なお、当社が電気通信設備等の撤去を選択する場合、当社は、当社自ら撤去する方法の他、当社の指定する方法により契約者等から返却を受ける方法により撤去することができるものとします。この場合、契約者等は、当社の撤去に関する行為を妨げず、また電気通信設備等の返却方法、返却期限または返却先等その他の当社の指示に従うものとします。

2　契約者は、前項に基づき当社から契約者に譲渡した電気通信設備等の撤去が必要な場合には、自己の負担により撤去を行うものとします。また、電気通信設備等が設置される場所に撤去を妨げる構築物等があることによって、別途撤去費用が発生する場合も、契約者が当該費用を負担するものとします。 ただし、契約者は、当社が承諾する場合に限り、契約者自身で撤去費用を負担することにより、当該残置設備の撤去を当社に委託することができるものとします。

3　当社が電気通信設備等の撤去を行う場合、当該撤去工事は契約物件等の原状回復を目的とするものではなく、当社は、当社の責めに帰すべき事由による契約物件等の損傷等があった場合を除き、いかなる場合であっても契約物件等の原状回復義務を負わないものとします。

第 31 条（損害賠償）

1　当社は、当社の責めに帰すべき事由により本サービスの提供が滞り、電気通信設備等による全ての通信に著しい支障が生じ、本サービスを全く利用できない状態（以下、「通信不能状態」という。）と同程度の状態となったことを当社が認知した時刻から起算して 48 時間以上通信不能状態が連続した場合、月額利用料金1ヶ月分を契約者に発生した損害額の上限とし、1ヶ月を 30 日として日割り計算した月額利用料金に通信不能状態の日数を乗じた金額にて当該損害の賠償に応じるものとします。

2　当社は、利用契約に関連して契約者等が何らかの損害を被った場合、その損害が当社の故意または重過失により発生したものでない限り、前項に基づく賠償の他に当該損害を賠償する責任を負わないものとします。

3　当社等は、天災地変、サイバー攻撃、疫病・感染症の流行、その他不可抗力等、当社等の責めに帰すべきではない事由に起因して本サービスの提供が滞る状態が発生した場合、本サービスの提供再開のために必要な措置を講じるものとします。また、当該状態の発生によって契約者等が被った損害、逸失利益については、当社は一切の賠償責任を負わないものとします。

4　契約者等は、本サービスの利用に関連して、自己の責めに帰すべき事由により契約者等に損害または紛争等の対応等が生じた場合には、自己の責任および費用負担によりこれを解決するものとし、当社に損害または費用負担（弁護士費用を含みます）が生じた場合はこれを賠償するものとします。

第 32 条（遅延損害金）

契約者は、利用料金を支払期日までに支払わないときは、所定の支払い期日の翌日から支払日の前日までの日数に、年 14.6%の割合（年当たりの割合は、平年に属する日については 365 日当たりの割合とし、閏年に属する日については 366 日当たりの割合とします。但し、法令による制限等がある場合は当該規定に従うものとします）で計算した金額を遅延損害金として、当社の指定する方法で指定した日までに支払うものとします。なお、支払いに必要な振込手数料その他の費用は契約者の負担とするものとします。

第 33 条（債権の譲渡）

1　当社は、当社が利用契約に基づき契約者に対して有する債権の全部または一部を、当社が別途定める者に対して、当社の裁量により譲渡することができるものとし、契約者はあらかじめこの譲渡（債権の譲受人がさらにその他の第三者に譲渡する場合があり、当該譲渡が数次にわたる場合はそのすべてを含みます）に同意するものとします。

2　前項の場合、当社と債権の譲受人（債権の譲渡が数次にわたる場合はそのすべての譲受人を含みます）は、各種料金の請求収納および債権保全の目的並びにその他各々が契約者に対してプライバシーポリシー（それに類する個人情報保護方針等の規定およびそれらの規定が変更されたものを含みます）等において明らかにする目的により、料金の支払状況等その他の利用契約の締結および履行に関連して当社が知り得たすべての契約者の情報について、相手方への提供または共同利用をすることができるものし、契約者はあらかじめこれに同意するものとします。

3　当社が第 1 項に基づき債権を第三者に譲渡した場合、契約者は、当社または当該債権の譲受人からの通知または請求に従い、当該譲受人が指定する方法および期日までに、当該債権に係る金額を支払うものとします。

第 34 条（反社会的勢力の排除）

1　契約者等は、現在および将来において、次の各号の一に該当しないことを表明し保証します。

①　自らまたは自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、政治活動標ぼうゴロ、社会運動等標ぼうゴロ、または特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下併せて「反社会的勢力」といいます）であること

②　反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること

③　反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

④　自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること

⑤　反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

⑥　自らの役員または自らの経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

⑦　自ら、または第三者を利用して、相手方に対し、暴力的行為、詐術・脅迫的行為、業務妨害行為その他の違法行為を行うこと

2　当社は、自己の責めに帰すべき事由の有無を問わず、契約者等が前項の表明保証に反した場合、契約者等に対し、何らの催告を要することなく、また何らの損害賠償義務を負うことなく、直ちに契約の全部または一部について期限の利益を失わせ、利用契約を解除できるものとし、併せて発生した損害の賠償を請求できるものとします。

3　前項により利用契約を解除された場合、これにより損害を被った場合であっても、契約者等は当社に対して当該損害の賠償を請求することはできないものとします。

4　契約者等は、第1項の表明保証に関し、当社からの調査に協力し、当社から求められた事項については、客観的・合理的な範囲のものである限り、これに応じ報告するものとします。

第 35 条（守秘義務）

契約者等は、次の各号に該当するものを除き、本サービスの利用に関連して知り得た当社の技術上、販売上その他業務上の情報（以下「秘密情報」といいます）を、利用契約の契約期間中はもとより、利用契約の終了後においても、第三者に対して開示または漏洩してはならないものとします。

① 取得する前に、すでに公知であったもの
② 取得する前に、すでに保有していたもので、かかる事実を立証しうるもの
③ 取得した後に、自らの責めによらず公知になったもの
④ 第三者から秘密保持を負うことなく適法に入手したもの
⑤ 開示者から許諾を得たもの

第 36 条（契約者等の情報）

1 当社は、本サービスの提供に関連して知り得た契約者等その他第三者の情報について、個人情報保護に関する法令および事業法に基づき適切かつ公正な手段を用い、個人の通信上の秘密を遵守のうえ、当社のプライバシーポリシーの規定に従って取り扱います。
2 契約者等は、当社が利用契約の締結または履行に伴い取得した契約者等の情報を、当社のプライバシーポリシーの規定のとおり取扱うことについて、あらかじめ同意するものとします。
3 当社は、刑事訴訟法第 218 条（令状による捜査）その他、同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には当該法令および令状に定める範囲で、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限および発信者情報の開示に関する法律第 5 条（発信者情報の開示請求等）に基づく開示請求の要件が充たされた場合には、当該開示請求の範囲で、それぞれ契約者等の情報を開示することができるものとします。
4 当社は、緊急性を有する犯罪行為等の捜査協力のため、公の機関より公正な手続きを経た書面による開示請求があった場合であり、その内容について当社が適正であると判断した場合において、契約者等の通信の秘密に属する情報および個人情報の一部を捜査機関に提供することができるものとします。

第 37 条（情報の収集）

当社は本サービスに関し、契約者等に本サービスを提供するために必要な情報を収集、利用することがあります。契約者等は、当社に必要な情報が提供されないことにより、当社が十分な本サービスを提供できないことがあることをあらかじめ了承するものとします。

第 38 条（注意喚起）

当社等は、国立研究開発法人情報通信研究機構法に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構がサイバーセキュリティーの確保のための措置を十分に講じていないと認められる電気通信設備等に関して行う助言および情報の提供に従って、当該電気通信設備等に対するサイバー攻撃により、当社等の電気通信役務の提供に支障が生じるおそれがある場合に、必要な限度で、当該電気通信設備等の IP アドレスおよびタイムスタンプから、当該電気通信設備等を接続する利用者を確認し、注意喚起を行うことがあるものとします。

第 39 条（分離性）

本約款に定める一部の条項が、法令への不適合またはその他の理由により、その全部または一部が無効または執行不能である場合であっても、本約款の残りの規定および一部が無効または執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第 40 条（協議）

1　契約者および当社は、利用契約に定める事項について、信義を旨とし誠実に履行するものとします。ただし、利用契約に定めのない事項について疑義が生じた場合、誠意を持って協議し解決するよう努めるものとします。

2　前項の協議を行ってもなお解決できず、訴訟の必要が生じた場合は、訴額に応じて、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

第 41 条（準拠法）

本約款または利用契約の成立、効力、解釈および履行については、日本国法に準拠するものとします。

■ 附 則 ■

本約款は 2026 年 11 月 1 日より効力を発するものとします。

以上

制改定履歴

2026 年 11 月 1 日制定